

アメリカの国家構造：素描

中 谷 義 和*

目 次

1. はじめに：「鋳型」化
2. 「創建」期の特徴
3. 連邦政治の基軸
4. 政治と社会の多元的構成
5. 結 び

1. はじめに：「鋳型」化

〈資本主義国家〉 「アメリカ合衆国（United States of America）」は1787年に9州（邦）の同意をもって「憲法」を確定している。この憲法に先立って1776年に「独立宣言」が発せられている。両者の理念の異同については、いくつかの論考が残されているにせよ、「独立宣言」と「憲法」は建国の理念の基本的表現と見なされている。

この「国家」は「連邦制（federalism）」と「共和制（republicanism）」を統治システムとする「資本主義国家（capitalist state）」である。いずれの「国家」であれ、創建と展開史を経ているという点では固有の「経路依存性」を帶びていて、その経緯が現存形態に固有の特徴を刻印している。この点は、「アメリカ合衆国」という「国家」にも妥当することである。

「国家」とは、「領域」規模の諸関係の総体の表象である。社会経済関係の編成は個別的であるにせよ、諸関係が政治的に接合され、「領域」化する

* なかたに・よしかず 立命館大学名誉教授

ことで、ひとつの節合体として実在し、この主権的実在が「国家」として表象されることになる。これは、「国家」とは、相互に連関した諸関係の歴史的総体であることを意味する。この存在は触知し得ないにせよ、諸関係の複合的節合体であるだけに、人格間関係を媒介とする行動において可視化する。この現実からすると、「国家」とは、ひとつの抽象であるとはいえ、一定の空間に集住する人々の関係論的結合体として実在することになり、その様態の認識は抽象と具象の往還運動に服ざるを得ないことになる。

関係論的実在の様態は経済的生産様式を異に社会形態を個別にしつつも、「関係」が連鎖化することで構造化している。だが、「構造」は個別の内的「関係」と相互（間）の関係が接合されることで実体化するだけに、個別的にも複合的にも矛盾の力学を内在している。これは、所与の「構造」は、偶発的と有機的とを問わず、「傾向と対抗傾向」の歴史的運動過程に服していることを意味し、“変容”期においては、社会経済“基盤”は液状化するだけに、構造的修正を迫られることにもなる。だから、「国家」の形態には、時空間を異に固有の形態が刻印されることになる。これは、「資本主義国家」といっても、社会経済関係の政治的接合形態を異に同類〈内〉種差性を帶びていることにも認め得ることである。また、所与の構造は基軸的社会経済関係に規定されつつも、社会諸勢力の対抗やイデオロギー対立を宿しているだけに、「国家」の形状は変容せざるを得ない事にもなる。

分散的社会経済関係が組織され、有機的に接合されるためには、統治機構（「政府」）の統合機能を必要とする。「政府」は強制と合意導出の政治装置であって、機能的に分化し、空間的に個別化しているにせよ、法的・政治的・イデオロギー的機能によって、また、条溝化装置によって社会経済的諸関係を「国家」に包摂することで「国民－国家」に組織する。これは、政治と経済の両次元は一定の対応性を帶びつつも、社会経済関係は矛盾を内在しているだけに、とりわけ、移行期や変動期には、政治と社会／経済との関係が非対称性を深めるなかで、政治の統合機能は強まらざるを得ない。こうした事象に鑑みると、政治機能が諸関係を「国家」に統合する基

本的契機として作動していることになる。また、「国際関係」が「国民－国家」〈間〉関係として現れ、「国家」間の同盟と対抗や競争のなかで不安定化せざるを得ないだけでなく、「国家」間のヘゲモニー関係が地政学的变化を呼び、能動的であれ受動的であれ、「国際関係」や「国家」間関係に影響を与えることにもなる。すると、「国際関係」の地政学的位相には「^{スタイル・ラフド}国家存在」の歴史的様態や統治の機構と機能の、さらには、「国家イデオロギー」の分析が求められることにもなる。というのも、「国際関係」におけるアメリカのヘゲモニー的位置が動搖していることに鑑みると、「国際関係」へのアプローチにとって「ヘゲモニー国家」の役割と国内の諸関係やイデオロギーの外的インパクトは看過すべきではないからである。

「国家」とは関係論的「実在」であって、その構造が固有の形態に類別化されるのは社会的(再)生産関係の歴史的様態に負うことである。また、「国家」の「構成(formation)」は建国の歴史的背景を異に、「单一国家」や「複合国家」などに大別される。そして、「政治(government)」は権力の組織原理を異に多様化し、「国家」の類型を異に固有の「形態(form)」に組織されているし、「体制(regime)」も「経路依存性」に規定されて多様化している。アメリカが「連邦共和政」を「国家」の形態とし、「大統領制」を統治形態とすることになったのは、建国の固有の経緯に負うことである。

「資本主義国家」の社会経済関係は「権力核」の政治機能によって錫型化している。この「国家」においては統治機構と社会経済関係とは組織的に「分離(separation)」しているにせよ、これは機能的「分化(differentiation)」の範疇に属することであって、「国家」において有機的に統一されている。こうした機能的分化によって「国家」の統治機構は相対的に自律し、所与の社会経済関係の「秩序」化という固有の機能を果たすことで、「国家」は関係論的節合体として現れることになる。したがって、資本主義的社会経済関係の変容との対応において、政府の社会経済関係への介入機能の様態も変化せざるを得ないことになる。

資本主義的(再)生産関係は人格関係であるとはいえ、機能的・道具主

義的合理性を強制することで“物神化”するし、労働過程は“孤立化効果”を内在している。また、資本主義的（再）生産は矛盾の再生産過程でもあるだけに、社会経済関係を「国家」に包摂するためには所与の体制を正統化し、「公共性」の外被を纏い得るだけのイデオロギー機能を不可欠とする。
「自由主義」^{リベラリズム}は、その理念的原基であり、正統化の中枢的言説機能として現実の社会経済関係に埋め込まれている。

資本主義社会は抽象的には「交換価値」の、具体的には「使用価値」の生産を目的とする商品生産社会である。その経済活動は「資本」の自己増殖に発し、その理念（ism）が社会経済関係の基本的システムとして体制化すると、「資本主義（capitalism）」という「体制」概念で抽象されることになる。この体制は、基本的には、私的活動であるだけに職能の分化と多岐化を呼びざるを得ないし、個別「利害」の共通性の認識と表現の必要において「社会集団」に組織されることにもなる。また、「国家」という不可視の関係論的抽象が「為政（統治）」という「政府」の機構や機能として具象するだけに、「政府」が「国家」に引照されることにもなる。これは「関係」の抽象と「機能」の具象との連関を意味することであって、両者の次元を混淆したり、弁別しないと統治機構と政体（憲政）との区別は不明確せざるを得ず、ひいては、「国家」と「政府」とが同視されることにもなり、政府の民主化を媒介に「国家」の民主的展開像を描き得ないことにもなる。これは、現存の社会主義型「国家資本主義（state-capitalism）」の批判的検討についても妥当することである。すると、「民主主義」の展開には、「国家」を構成する「関係化」と「関係間化」の実態と正当化言説の分析が求められることになる。

「国家」という抽象が所与の社会経済の総体として実在し得るために、住民の社会経済活動のパターン化が求められる。また、「国家」が「政府」に具象されるにせよ、政府が政治的「強制」の独占の機構として現れるためには、何らかの正統化のイデオロギー機能を必要とする。そして、社会経済関係が「国家」に表象され、その住民が「領域」の居住民として「国

民（nation）」化するためには、普選という最も確かな正当化の装置が求められる。こうした政治的機能によって、一般的には、「国民－国家（nation or national state）」の観念が成立する。それだけに、「国家」は乗員の“舟”に喩えられ、“運命共同体”に「擬制」視されることにもなる。これは、「国家（国民）非常事態（national emergency）」という言葉に認め得るように、「国民」の存在と「国家」の存在とが同視されることによる。だが、「国民－国家」とは、支配的「民族」を軸とした政治的集合体であって他の諸「民族集団（ethnic group）」を内包しているということ、これが「国民－国家」の実態である。

ナショナリズムは民俗と言語の近縁性に発し、「国民」的アイデンティティの基層に潜勢することになった。この同族感の意識は、「資本主義」が「国民」的再生産の基軸的イデオロギーとして体制原理となり、ナショナリズムと資本主義とが一対化することで「資本主義的国民－国家」が成立することになった。また、同族意識は日常に潜勢しつつも、“危機”的局面では、他「国民」との比定による同定の意識が鼓舞され、「愛国心」として顕在化することになる。換言すれば、帰属感の共有の意識が幻想化することで、^{ネーション}「民族（国民）」の歴史と未来の共有感とが「国民（民族）主義」に融合し、個別「国民」の自律（立）性の観念を触発することになる。これは、ナショナリズムの理念と運動が失地回復主義や反帝国主義的民族主義として、さらには、排外主義的ポピュリズムとして現れることにも認め得る。とりわけ、“危機”的局面においては、「国家権力」は日常に規範化されている合意の契機の政治的機制機能が自立化し、「秩序」化の“究極的手段”として現れることになる。

「政治権力（political power）」とは関係論的概念であって、位階的に組織され、「制裁」の契機を宿すことで支配－被支配関係は「秩序」化する。「権力」関係は日常にも潜勢し、経験的に感知され得ることである。また、「政治権力」は「国家」の固有の機能として「政府」の属性となるのみならず、第一義的には、社会経済関係においても作動していて、社会経済関係を鏗

型化している。だが、「国家権力 (state power)」は、こうした私的「権力」とは性格を異にし、「領域」規模の「国民」を統合する「公的」性格を帯び、物理的強制力を背景とし、法制と行政をもって当該「住民」をコントロールする。この「権力」は、組織的には、「権力核」を軸に多岐的に分化し、その形態は時空間を異に多形化しつつも、強制力の正統的行使の主体として現れる。これは、正統化イデオロギーや「合意」の条溝化システムに負うことでもある。だから、「国家」の権力中枢は社会経済的矛盾の結節点と勢力間の対抗の「場」となるだけに、正統化の言説をめぐるイデオロギー対立の「舞台」ともなる。

〈資本主義と自由主義〉 資本主義経済は、土地や自然資源のみならず労働力も商品に擬制化し、「労働力商品」を含む商品所有者の社会であるだけに、政治と社会に特有の形態を刻印することになる。資本主義のシステムは政治的・法的機制と固有の媒介原理を不可欠とし、政治と社会経済の複合的関係において「国家」に総体化される。これは、「資本主義国家」が経済的・経済外的強制の複合的強制関係から組成されていることを意味する。また、資本主義社会は社会構成の主体を原子論的「個人 (individual)」に分解するとともに、社会的結合の契機を「所有 (possession)」に求め、「所有的個人主義 (possessive individualism)」によって社会を構成している。それだけに、経済活動の「自由」が「基底価値」となり、この「価値」が経済活動の前提条件とされるだけに、資本主義社会は競争的「獲得社会」として現れるし、職能の多様化を呼ぶことで「多型的社会 (pluriform society)」として組成されることにもなる。この社会が分散性を帶びつつも、多層連接型構成に鋳型化されるのは、「経済的自由主義」を社会システムの規範原理とするとともに、形態や制度を多様にしつつも、この社会を政治的に規制し得る機制に負うだけでなく、経済的効率の原理において経済が組織されることにもよる。こうした私的「利潤」の追求システムにおいては、「自然財」(生活環境)も生産手段とされるだけでなく、「社会的共通財」すらも「投資」の対象とされたり、「福祉」は“救済手段”と見なされがちとなる。

資本主義社会は「個人」を主観的「利益（関心）」の主体と見なし、身体と能力は各人に固有の権能であって、その果実は各人の排他的「財産（プロパティ）」であるとする認識に立脚している。これは生物学的「個我」と所有の排他性の認識に発し、「資本主義社会」の原基的理念となり、この理念と原理が社会的再生産のシステムとして社会化することで「資本主義国家」が成立する。また、資本主義社会は生産手段の所有形態を異に多様な形態を帯びるにせよ、形式的には、自主的契約の原理を「関係化」の媒介原理としているだけに「自由主義社会」として現れることになる。

「自由主義（liberalism）」の理念は17・18世紀の西欧や北欧に広く及んだ「啓蒙期」の「個人主義」に発し、「個我」の精神が「所有主義」と結びついて「自由市場」型社会経済の基盤となり、経済社会の公準として定礎されることで財産所有者の社会的結合体として「市民社会」が形成されることになった。この理念は「共和主義（republicanism）」と結びつくことで近代の市民革命を牽引し、体制原理として社会に定礎された。この脈絡からすると、「契約」論的社会観が商品社会の関係化のイデオロギーの原基となったことを意味する。すると、「自由主義」は資本主義の理念の萌芽期においては潜勢的であったにせよ、その定着期に至っては資本主義のシステム化の推進力となり、社会経済の基層に定着したことになる。換言すれば、資本主義と自由主義とは共生関係にあり、「自由主義的資本主義」という複合概念が社会的訴求力を帶び得たと言える。だが、「自由」の理念は「解放（liberation）」の精神的駆動力となったことに鑑みると、「自己〈内〉矛盾」を帶び、「解放」という“影法師”を随伴していたことにもなる。それだけに、リベラリズムは資本主義の展開過程において変容の過程を辿らざるを得ないことにもなった。

〈自由主義と民主政の端緒〉 「リベラリズム」は「矛盾〈内〉統一」の原理に服している。というのも、社会経済関係の、あるいは、「人格」の「自由」の理念において政治的介入の拒否が期される一方で、「自由」の理念をもって拘束からの「解放」が志向されたからである。前者の「自由」観は

「権力」の恣意的行使を禁ずる「国民」の権利として憲政の基本原理とされ、また、後者の「自由」観は「積極的自由主義 (positive liberalism)」とも呼ばれているが、歴史的には、チャーチストの6か条の「人民憲章 (People's Charter)」(1838年)にもうかがい得るように、普通選挙の実施や選挙区の平等の要求項目とされ、政治「参加」をもって代議制民主政の制度化の端緒が開かれている。これは、「国家」の権力機構と社会経済関係とに回路をつけることで民意の政治的条溝化が期されたという点では、「国民」統合の政治手段となったと言える。だが、「共和主義」の理念によって政治の「社会的共有」観が成立し、議会が社会関係の「ヘゲモニーと対抗ヘゲモニー」との政治的舞台ともなったことに鑑みると、民主主義の制度化の道が拓かれたことになるし、リベラリズムと「民主主義」の原理とが一対化することで「自由民主政」の理念が「国民－国家」の「正統化言説」として「憲政」の統治原理に組み込まれることにもなった。この視点からすると、民主政の原理は集合的決定について各人が能動的に参加し得る政治的条件を得たことを意味し、したがって、「権威主義的（全体主義的）民主政」という言葉は、自律的個人の理念からすると、撞着語法に類するとされることにもなった。

土地や物材の「保有 (ownership)」は「占有 (occupation)」に発し、社会的に規範化され、法的に正当化されることで「所有 (property) 権」として公認されることになった。これは、人々の生存にとって空間的占有（「場所」）と食糧とシェルター（居住）の確保が生活の必要条件であることによる。他方で、人々は社会的存在であり、群居性を不可避とするだけに、生物学的個人にとって社会経済生活の協同（働）性が求められることにもなる。また、生活（存）形態は社会的人格関係と自然条件という、いわば、「風土」を異に多様化せざるを得ないし、生活条件の改変は自己展開の外的条件ともなる。すると、社会経済的「個人」の「存在」は人格間関係の形態と様態によって規定されることになる。

資本主義社会における所有権は「個人 (individual)」ないし「法人 (legal

person)」に帰属する。これは、封建制の家父長的共同体に埋没していた生物学的「個人」が公共空間の「個我」と認識され、その構成主体とされるとともに、「欲望の主体」でもあると見なされたことによる。すると、「欲望」の充足には「自由」の社会的条件が求められることになるし、「他我」との対立の契機を内在するだけに、社会をコントロールするためには政治的・法制的介入が求められることにもなる。

資本主義経済の近代化は（再）生産システムの「効率化」（「経済化」）の必要において組織化を求めるとともに、政治的には位階的官僚制化を必要とすることにもなる。また、いわゆる「所有的個人主義(possessive individualism)」が「自由主義的資本主義」の理念的原基となり（C. B. マクファーソン）、さらには、「法人」を自然人に擬制化することで組織的所有主義が資本主義社会の構成要素となり、「法人資本主義(corporate capitalism)」が生成し、「法人」が社会の主要な組織主体となった。こうした営利主義的目的団体の、また、職能や就労形態を異にする「利益集団」の族生をみたのは産業資本主義の時代のことであって、社会構成の多元化のなかで所属集団やアイデンティティの多様化を呼ぶことにもなった。多元主義が政治学のパラダイムとなったのは、「資本主義的自由主義」を鋤型とする「国家」における「集団」を“ミクロコスモス（小世界）”とし、目的団体の競合関係に政治の過程分析の有意性が求められたことに負い、制度（機構）や理念へのアプローチと並んで、「理念」や「利益集団」の政治機能の分析が試みられるることにもなった¹⁾。これは、「人格」間の相互関係が「利益(interest)」媒介型競合関係という「機能的合理性」に傾く中で、その動態の行動論的分析を強くしたことを意味する。社会経済関係は職能的に「領分」化し、その「統治機能」が「政府」に求められるだけに「国家」という全体包括的抽象は「政府」に具象されることになる。以上の「資本主義国家」の基本的視座からアメリカ政治の輪郭をなぞってみよう。

1) Brian J. Glenn, "The Two Schools of American Political Development," *Political Studies Review* (2), 2004: 153–65.

2. 「創建」期の特徴

「アメリカ合衆国」の建国は近代の作為の所産であり、「連邦共和政資本主義国家」として創建されている。この「国家」が連邦制を敷かざるを得なかつたのは、「建国」期に経済基盤を異に割拠する南北の支配集団を主体として創建されただけに、両セクションの「妥協の束」とならざるを得ず、「国家連合(United States)」型国家（「連邦国家」）として出発したことによる。すると、政治的帰属感を入植地（州）に留めつつ政治的結合体として「連邦」が創建されただけに、「連邦国家」は「州^{インターナショナル}（邦）際」関係とする固有の政体觀を宿すことになった。こうした「憲政」觀は「国際(international)」関係にも投射され、「国家間（国際）関係」は「州際」関係で理解されがちな心性を宿すことにもなった。だが、産業資本主義が全国化するなかで、“リベラリズム”が「国民」統合の基底価値として定着したことと、「リベラル・ナショナリズム」がアメリカ国民の精神的支柱としてエスト化した。これは、ナショナリズムが、一般的には、“風土”に發する自然と文化への生得的愛着心であることに鑑みると、アメリカの“ナショナリズム”は教化と象徴機能による人工性に負い、理念の契機を強くせざるを得ないことを意味する。

アメリカにおいて「国家」の觀念が欠如していると、あるいは、少なくとも、その意識が希薄であるとされることが多い。これは入植地と入植形態を個別にし、「自治」の觀念と結びついて「州政府」の相対的自立性が保持され、連邦政府は「合邦国家」の政治機能を委託された機関に過ぎないと見なされたことに、とりわけ、版図のフロンティア化のなかで「国家」の領域が外延することで矛盾が分散化するという歴史的条件に負うことでもある。また、西欧の政治理念史からすると、「国家」が“圧制と專制”と結びついていただけに、「反国家主義的共和主義」の意識が土壤化したことにもよる。これは、「自由主義的資本主義」の精神が個人的生活世界に

土着し、「国家イデオロギー」として機能し得たことを意味する。この脈絡から「権力」は客体視され、「影響力」^{インフルエンス}ないし「入力」^{インプット}の概念によって「権力」にアプローチするというパラダイムが支配的となり、この視圈から「国家」／「社会」関係は垂直的というより、「社会」内諸勢力と「政府」との水平的相関性が重視され、分析の主軸に設定される傾向を強くした。だが、「連邦国家」の権能は多岐的であるし、「自由民主政国家」であると自認されるがゆえに合意媒介型正当性の契機を強くすることにもなった。

19世紀中期以降のアメリカには出身地を異にする大量の移民が来住しただけに、宗教的・民族的多様性を深めている。そのことで、社会のモザイク化が強まったとはいえ、リベラリズムを政治的・社会的人格関係の基底価値としてすることで「国民」統合が期された。この理念においては、「所有（獲得）型個人」が“人間性”の本性と見なされるとともに、社会的「公正」は自由競争市場において実現されるとする功利主義的規範原理が社会理念とされることにもなった。この観念が資本主義的展開に適合的であったのも、この理念が経済倫理となり、国民的“常識”として資本主義的人格間関係に扶植されることで資本主義のシステム化が期されたからである。この規範原理が「イデオロギー効果」を帯びると、社会経済関係は「過程」化されるので、「自助」と「自恃」型労働（営業）倫理が文化的体系として“常識”化し、競争「過程」の結果は「所与」視されることになる。「アメリカ的生活様式」の理念的淵源は、こうした個人主義的自由主義に発し、「法人資本主義」社会の形成と結びつくことになっただけに、個人主義的獲得主義が「アメリカの夢（American Dream）」をはぐくみ、版図の空間的拡大と資本主義の力学を牽引した。さらには、この“夢”が国際的「使命」觀と結びつくことで「自由主義」の拡大や介入主義の論理が、修辞であるにせよ、「正統化」の言説とされることにもなった。

〈基層文化〉 「関係」論的「国家」觀からすると、「国家」とは、「領域」規模の諸「関係」の有機的節合体と見なされることになるが、この節合体の基層には宗教觀や社会的実践倫理が潜勢し、所与の共同体の「習俗」と

なることで規範化し、政治と社会の組織化の媒介手段となることを意味する。プラグマティズムが道具主義的実践倫理に発し、改革主義と結びつくことになった限りではプロテスタンティズムの宗教倫理の世俗化を背景としていたと言えよう。というのも、プロテスタンティズムの宗教観の世俗化がアメリカ資本主義の精神的駆動力となり、「自恃」と「自助」が「職命」のエトスとなることで資本主義の「機能的合理性」に転成し、社会経済の構成原理として訴求力を發揮し得たからである（M. ウェーバー）。換言すれば、プロテスタンティズムの宗教的禁欲主義が資本主義の精神に移植され（「魔術からの解放、*Entzauberung*」）、「勤労」の精神が生活世界の規範として土着することで「鉄の檻」と化したことになる。他方で、リベラリズムは「私益」の個人主義的追求の「自由」を原義とし、象徴的意味を留めつつ転義を繰り返さざるを得なかったのは、リベラリズムが資本主義の鍵的概念であるだけに社会経済関係の内的変化には類語の選択を、あるいは連語化ないし造語化が必要とされたことによる。これは、昔日の鍵的言葉が個別「現代」の体制用語とされるにせよ、当該の言葉によって当面の体制を表現しようとすると、その含意の変更を余儀なくされることによる。

リベラリズムはアメリカの精神的「支柱」であり、政治と社会経済の柱石としてアメリカ資本主義を「国家」に鑄型化している。また、「社会化（socialization）」の過程においてリベラリズムが社会生活の教導理念として扶植され、「アメリカ的生活様式」の基底価値として行動様式を共通化することで「^{コモン・センス}常識」化している。これは、「関係」化と「関係間」化には「基底価値」が内在し、社会的規範として精神的毛細血管化することで行動を指針化することを意味する。この脈絡において、階級間の対立は階層間の、あるいは「利益集団」間の対抗と見なされ、社会的亀裂は社会の多元的構成の表現であって、新しい「均衡」の創造の契機として受容されることになる。さらには、「多人種国家」であるがゆえに、経済的矛盾は人種や宗教間の対立に転化されることになる。だが、「自由」の理念は経済活動の精神的駆動力となるだけでなく、“政治的自由”の運動とも結びつくし、集団

間や宗教間対立の緩和には“異端”的排除と並んで、体制内「基底価値」の枠内における“寛容”や妥協の方策が求められ、社会的安定の精神的契機とされざるを得ない事にもなる。

資本主義は生産と消費の拡大を求める。この力学が作動することで労働者の雇用と就労の形態は変容する。また、「功利主義」は「最大多数」の最大“幸福”的原理（「量的合理性」）に立脚しているとはいえ、「少数者」を取り残すだけに貧困層の「生活（存）権」の要求を呼ばざるを得ない。すると、資本主義のヘゲモニーは「工場」に発し、「民主主義」が工場の前で足踏みするにせよ、「自由」の理念は民主化の活性剤となり、「自由」の内実の改変を求める事になる。これは、「自由」の理念は「経済的自由主義」と「政治的自由主義」との二面性を帯びているだけに、両者の「矛盾〈内〉統一」が不斷に求められることを意味する。だから、民主政という統治原理によって「資本主義的自由主義」の不断の正統化が求められることにもなる。

3. 連邦政治の基軸

「権力機関（構）」は制度化されることで正統性を帯び、機能性を發揮する。「アメリカ合衆国憲法（Constitution）」は、この「国家」の基本法であり、その構成を「憲法」として成文化することで「国民」を正統的に統治している。これは、「憲法」が社会経済関係の基底価値を約言しているという点で「国家イデオロギー」の表現であり、ナショナリズムの培養基でもあることを意味する。換言すれば、「憲法」は所与の「国家」を鑄型化し、住民を国籍化することで他「国民」と区別するだけでなく、ヘゲモニー機能をもって「国民」を秩序化している。また、「政府」は行政システムを空間的に配置するとともに、法体系に則して国内の異端派を周辺化し、あるいは、威圧する。こうした「国家」の政治機能は連邦政府の権限に属しつつも、入植地の“自治”的理念において「州（邦）」の行政にも委ねられて

いる。これは連邦制という中央政府の集権的機能と「州」の自立的機能との分権的複合機能に発することであるだけに、「州権」と連邦政府との対抗という対立関係を根強く留めている。

「合衆国憲法」は自らを「国家最高法規 (supreme law of the land)」と規定し（第6条）、「反連邦派 (Anti-Federalists)」の強い反論を呼びつつも、1787年に9州（邦）の同意をもって確定している（第7条）。その後、幾度も必要に応じて修正条項を追加しつつも、制憲時の本文は保持されている。この憲法の特徴については「独立宣言」（1776年）の理念との比較において、「継承」と「転換」という視点から、いくつかの研究が残されている。また、ビアード（Charles A. Beard, 1874-1948年）は「革新（進歩）主義」期の社会経済の変貌とも結びついで、『合衆国憲法の一経済的解釈 (An Economic Interpretation of the Constitution of the United States)』（1913年）を残し、「合衆国憲法」を「神聖」視する風潮を打破し、商人層やプランターなどの経済的利害の、また、地域的利害の収束を期した「妥協の束」であるとしたことで「憲法」観の転換を呼ぶことになった。

〈政治システムと政党〉 通常の「資本主義国家」の一般的統治形態は「代議制民主政」に立脚している。これは、「政治権力」の構成を「選挙民」の投票の結果に服せしめる制度であって、機能的には、「政党 (political party)」が政府と社会との媒介項となることで「国民」統合が期されている。すると、「政党」は社会に発する私的集団であるとはいえ、「国家」の権力機関を掌握する、ないし、掌握することを志向するという点では公的性格の強い政治集団であることになり、政治機能は支配的政党の運用に服することを意味する。だから、政党は、政治的指導集団として選挙民の意向を集約することで「国家意思」の表現主体として現れるのである。こうした政治の回路からすると、選挙は商品社会の原理に擬制化され、選挙民は政党（候補者）を選択するという受動的存在として客体化されるが（J. シュンペーターの「指導者選択民主政」モデル）、「国民（人民）主権」論からすると、代表者は選挙人の客体に過ぎないことになる。とりわけ、アメリカの政党は社会

経済的多元性と空間的分散状況を連邦権力と結びつける要石の位置にある。また、社会経済関係の変化は選挙民の支持基盤の文化的・階級的・地域的変動を呼びざるを得ないだけに、政党は自らの路線を修正することで、あるいは、動員スローガンを改変することで政党政治が保持されている。アメリカの「政党制 (party system)」が典型的二大政党の形態を採り得るのは「自由主義的資本主義」の理念が「基底価値」として共有されているだけに、政党間の対立を資本主義の政策対立の枠内に留めおき、民主・共和両党の競合的政党制が作動し得る条件にあることによる。

確かに、「革新主義」期の「ポピュリスト（人民）党」や1924年と48年の「革新党 (Progressive Party)」などの、いわゆる「第3党」の善戦例はあるにせよ、リンカーン (A. Lincoln, 1809–65) 共和党政権に始まる民主・共和の2大政党制の発足以来、両党以外から大統領が誕生したことはない。また、両党は「再編 (realignment)」過程を繰り返し、資本主義社会の構造的変貌期には対応策を異にしつつも、ほぼニューディール期を境に両党の政策基調はリベラリズムの政策をめぐる対立として現れることが多くなっている。

資本主義的市場経済は「利潤」追求の組織的実効性を求めるだけに、私的・公的「官僚」化の傾向を帯びざるを得ない。だが、行政職員の任用は「スポイルズ・システム」によるだけに、自立的官僚制は定着し得なかった。また、アメリカ社会の多元的構造に起因して、権力は機能的にも空間的にも分権化している。こうした多元的構造や分権主義的政府によって「国家」の統合機能が脆弱化しているというより、個別「利益」の競合が競争関係を導くことで体制統合の力学が作動している。換言すれば、資本主義的経済は実効性と「予測可能性 (calculability)」を活性剤としているが、アメリカの場合には、こうした経済活動の動因は個人主義的営業の自由の観念と根強く結びついていて、企業間の傘状型シンジケートにおいても「利益」間の競合が資本主義経済を牽引している。こうした動態は「政党制」の構造にも妥当することであって、民主・共和両党は財政と福祉政策や対外路線をめぐって対立し、「分岐点」を境に政権交替を繰り返しつつも、利益集

団や選挙民の意向を自らに糾合し、「交差投票」によって「連携」型政権運営が実現されている。こうした2大政党型「政党制」は基層文化や多元的社会構造に強く負いつつも、「連邦国家」における選挙制度という民意微収の固有の制度にもよる。

「連邦国家」という「国家形態」に制約されて、中央政府の構成は固有の選挙制度をしつけている。これは、代表制度が「州」代表の性格を強くしていて、上・下両院議員は各州を「選挙区」とし、また、大統領選挙は、基本的には、州単位の「勝者総取り方式 (winner-take-all system)」を採用していることに認め得ることであって、「州」中心型小選挙区制が支配政党の有利に傾く。というのも、選挙制度の現実的機能という点で小選挙区制が支配政党にとって有利であるということ、これは選挙制度の一般的“法則”であるし（「デュヴェルジェ」の法則）、利害や宗教などの経済的・文化的内訌や対抗は各州とD.Cの「大統領選挙人団 (electoral college)」に集約されてもいる。

「憲法」の立案者は、「大統領」が選挙型「元首」となるだけに、その“帝王”化の危惧を強くしていた。これはレファレンダム（国民投票）の規定を欠きつつも、議会の「弾劾権」に認め得るように、行政権の行使を幾重にも規制したことに認め得る。だが、19世紀末までは、大統領と議会とは権限の綱引きを繰り返していたが、20世紀に至って、大統領の裁量権は拡大の方向を強くした。これはTh.ローズヴェルト共和党政権（1901-09年）の「棍棒政策 ("Big Stick" policy)」やF.ローズヴェルト民主党政権（1933-45年）の「100日」行政に認め得るように、“海洋帝国”化や経済の“危機突破”的必要を背景としていた。そして、第二次大戦後には国際的干渉と介入策を展開するなかで、また、急激な経済成長と不況への対応の必要において大統領を中心とする行政機関は肥大化し、その機能は多岐化することにもなった²⁾。

2) Kim McQuaid, *Big Business and Presidential Power*, William Morrow, 1982.

4. 政治と社会の多元的構成

「合衆国憲法」は所有主義的市場原理と自由主義政治原理との複合理念に立脚し、これを体制原理としている。前者については、所有権の保全と自由主義的市場原理を社会経済原理としていることに明示的である（第1条8節、第4条1・2節）。また、後者については「言論・出版・集会の自由」を基本原則とし、この「自由」に「請願」権を含ましめることで政治活動の自由を保障している（「修正第1条」）。他方で、建国の「父祖」たちは、「自由」の行使が私的「利益」に発し「徒党（fraction）」の形成を呼ぶことで政治機構が「専政」の機関に暗転しかねないという危惧を強くしていた。この危惧から直接民主政型「純粹民主政」ではなく「代議制民主政」を採用すべきであるとともに、権力掌握者の専断のみならず、「民主主義のゆきすぎ」に発する「多数専政（「民衆型専政」）」をも阻止するためには分権型統治システムが必要であるとし、「抑制と均衡」の機制を敷いた。さらには、「徒党」の意思疎通の困難を招来するために政治的磁場を空間的に拡大する必要があるとの修辞に訴えることで「大共和国」の構成の積極性を導いている。このJ.マディソンの「大共和国」の形成と「政府」設定の構想は、機械力学の発想から権力の分権化によって支配的集団の妥協を導出するとともに、民衆の権力掌握を分散化しようとする構想に発していた（『ザ・フェデラリスト』第10篇）。こうした反集権主義的「政府」構成論によって「連邦共和制国家」の創建の礎石が据えられることになった。

トクヴィルが注目したように、アメリカ社会は目的団体型結合を基盤とする社会であるだけに、社会集団の政治機能には注目すべきものがある。これは「利益集団政治（interest group politics）」論にも認め得ることである。「利益集団」はアメリカ社会の経済的・文化的多元化を背景とし、その“圧力”は政治的影響力として浮上する。すると、“圧力集団”的競合が不断の均衡化の支点とされていることに鑑みると、「利益集団主義」は分散化とい

うより、選挙という制度的回路と並んで政治活動の私的活性剤となり、政党とならんで社会経済的関心の政治的条溝化の役割を果たしていることになる。換言すれば、マディソンが「民主主義のゆきすぎ」に、あるいは、後に、多くの論者が「大衆民主政」の時代における選挙民の情動性や非合理性に懸念を表明することになったが、アメリカ社会の多元性は社会経済的対立を「利益集団政治」に転位し、その“圧力”を権力の磁場に導くことで統合の力学に転化していくことになる。

「普通選挙」は「国民主権」の制度的具体化であり、所与の「国民国家」への帰属感と責任意識を喚起するだけでなく、不満の「捌け口」ともなるという点ではカタルシス効果をも発揮する。それだけに、「政党」が民衆の意向を代表してはいないと判断されると、投票の有効性感覚は低落し、投票率は低迷しかねないことになる。「民主政の危機」論は、アメリカの選挙民の動向に限られるわけではないが、総じて、無党派層が漸増し、二大政党の支持基盤が動搖しているという状況に発している。とりわけ、「アメリカの夢」が萎えると意識されると不安や不満は弱者や難民を“標的”とする保守的反動として顕在化する。ポピュリズムは、こうした不満の鬱積のカタルシス効果を帯びた大衆運動という性格を帯びてもいる。これは、選挙民の多くが「利益集団」や政治活動に能動的に参加しているわけではないことにもよる。

社会経済関係の政治的表現が「利益（関心）集団」の競合に求められてきたにせよ、経済構造は大企業の組織力と支配力を主軸に傘状化している。これは、シャットシュナイダー (E. E. Schattschneider, 1892-1971) が『半主権人民 (The Semi-Sovereign People)』(1960年)において、「権力」は「上層階級」の強い“アクセント”に服していると指摘したことでもある。また、ドムホフ (G. W. Domhoff, 1936-) は一連の権力構造の分析をもって、「権力機関」の人的配置や政治機能と社会経済の「構造」とは不可分の関係にあ

ると繰り返し指摘したことでもある³⁾。そして、世論形成に占める「シンク・タンク」とマスコミの影響力や「政治行動委員会（PAC）」の政治資金の動員力には強力なものがあるし、「 spoilt system 」による権力組織への人的支配は慣例化している。この視点からすると、アメリカの政治権力や社会経済の組織も多元的構成にあるし、「権力」関係には対立的契機を宿していて、一枚岩ではないにせよ、権力の行使様式は不均等に作動していることになる。

社会経済的・政治的諸関係は「資本主義」の構造的制約性に服しているし、支配的言説の「イデオロギー効果」にも強力なものがある。また、道具主義的「国家」観であるにせよ、「権力」の機能は人的操作に服していることに鑑みると、対立的契機が多元的に作動せざるを得ないとはいえ、その動態は資本主義の構造的鋸型に服していることになる。

〈アメリカ外交の基軸〉 「国家」は「国際（国民間）関係」において自らを認識し、外交において自己を主張する。これは、「国家」に包括された「関係」論的実在が、能動的であれ受動的であれ、「国際秩序」ないし「グローバル・ガヴァナンス（governance）」の一翼を構成していることを意味する⁴⁾。アメリカが戦後の資本主義世界において覇権的地位に留まり得たのは、軍事力や経済力のみならず、資本主義世界において、その理念と体制の先導性について他国の「合意」を導出し得るだけの指導力を發揮し得たことによる。

19世紀が「パクス・ブリタニカ」の時代であったとすると、20世紀は「アメリカの世紀」となり、第二次大戦後には「パクス・アメリカーナ」の地

3) 古典的には、ミルズ（Charles W. Mills, 1916-62）の「権力エリート・モデル」がある（『パワー・エリート』、1956年）。また、次は国務省や国防省などの外交政策決定機関の要員の出自と配置から権力エリートの統治構造について分析している。Gabriel Kolko, *The Roots of American Foreign Policy*, Beacon Press, 1969.

4) 「ガヴァナンス」という言葉は、グローバル化と結びついて1980年代中期以降に繁く用いられ、経済と社会などの統治様式の説明概念とされている。次を参照のこと。J. Torfing, "Governance", *Encyclopedia of Political Theory*, Sage Publications, 2010, vol. 2: 563-67.

位を占めることになった。アメリカが国際的ヘゲモニーを發揮し得たのは、軍事的優位によるだけでなく、自らの資本主義的・社会経済関係の理念を旗幟とし、資本主義世界を先導するとともに、そのヘゲモニーが実践的誘意性を帯び得たことによる。これは、「自国中心主義的国際主義（unilateralist internationalism）」を外交政策とし、この修辞が国際的有意性を發揮し得たことを意味する。

19世紀のアメリカは大陸規模で領土を拡大し続けたが、世紀転換期に至って「海洋帝国」化の方向を強くした。これは「門戸開放」型介入主義政策を展開したことにも認め得る⁵⁾。この外交は、アメリカが遅れて植民地分割競争に参入せざるを得なかつただけに、また、「自由主義」という国民統合の原理にも規定されて、少なくとも形式的には、領土や主権の保全という修辞に訴えざるを得ず、ハワイやプエルトリコなどは別として、協定の締結や軍事同盟によって支配権を広めるという「非公式帝国」主義の外交政策を展開せざるを得なかつたことによる。これを先駆として、アメリカは資本主義の国際的展開を期すという固有の外交を展開することになった。

第二次大戦後のアメリカは国際的「ヘゲモニー国家」となり、アメリカ企業は「多国籍」化し、国際的金融機関を媒介に国際金融網を、さらには、軍事網を世界的規模で構築するとともに⁶⁾、民族解放運動には軍事干渉や侵略戦争にも訴えている。これは、ベトナム戦争やチリのアジェンデ政権の転覆（1973年）に例示され得ることであって、途上国の開発独裁型権威主義体制を擁護し、自らの自由主義的資本主義体制の移植を強要したことに認め得る。こうした戦略と結びついて、東アジアは米ソ対立の集中地と化し、イスラエルはアメリカの中東政策の拠点となり、中米と南米は多国籍企業

5) Gabriel Kolko, *Main Current in American History*, Harper & Row, 1976: 49–50。「門戸開放」とは、遅れて中国分割競争に参入することを志向し、1889年と1900年に、国務長官J.ヘイ(Hay)が通商・関税・鉄道敷設の権限を平等に開放することを求めたことによる。

6) 「冷戦」期のアメリカを軸とする反ソ・反共同盟は次のように網状化している。「米州相互援助条約」(リオ条約、1947年)、「アンザス条約」(ANZUS、1951年)、「東南アジア条約機構」(1954年)、「中央条約機構」(CENTO、1955年)。

の進出地となった。中東への介入は「トルーマン・ドクトリン」（1947年）に遡り得るにせよ、「9.11事件」（2001年）を契機に攻撃的ナショナリズムを喚起しつつ、一連の「先制攻撃」を開始している。

米ソ冷戦後の世界は、BRICS の成立に認め得るように「グローバルサウス」が「対抗ヘゲモニー・ブロック」として台頭し、中央アジアやアフリカが反発を強めるなかで「世界秩序」は流動的過程にある。とりわけ、「ロシアーウクライナ戦争」（2022年2月）と「イスラム（ハマス）－イスラエル戦争」（2023年10月）のなかで、アメリカ外交は「国益」中心外交の様相を強くしている。「自由民主主義」という経済と政治の修辞が内政と外交を牽引してきたが、今や、国際的ヘゲモニーが翳りを見せるなかで「自国中心主義的保護主義」の姿勢を強くしている。

「グローバル化」とは、少なくとも経済的には、再生産関係と流通過程の越境化のことである。これは資本主義世界の構造的変容と国際環境の流動化を呼び、諸国は「競争国家」化の方向を強くした。トランプ政権の「自国第一主義」や「アメリカを再び偉大に（MAGA）」というスローガンは覇権の弱体化の反映であるにせよ、アメリカ「国民」のあいだで訴求力を帶び得るのは、社会の精神的風土ともいるべき「商業主義」の吸引力にも發している。これは、トランプ政権がアメリカ「社会」を“会社”視し、「政府」を最高経営責任者（CEO）と見なす政治観にも表れている。トランプ政権の自国中心主義的・商業主義的政治のなかで「多様性・平等性・包摂性（DEI）」というリベラリズムの国民的アイデンティティが揺らいでいる。確かに、現代世界は「^{ネービュラ}星雲状況」にあるにせよ、この状況においても、G7ないしG8の制度的連鎖は「ほころび」を帶びつつもアメリカ主軸型軍事同盟には強力なものがあるだけに、BRICS やアフリカ諸国の動向とも絡んで「力」による「巻き返し」型世界戦略の余地を留めている。

5. 結び

資本主義は「技術革新（新技術の導入）」によって、また、動力源を変換することで経済発展の機動力とし、さらには、企業と金融を多国籍化することで潜在的資源を開発し、販路の開拓を脱国家的規模で拡大してきた。だが、商品生産と購買力との非対称性を不可避とし、国内的にも国際的にも、経済的格（較）差のグローバル化を呼ぶことにもなった。これが「国益」という修辞に発し、地政学戦略と結びついているにせよ、国際環境は宗教と文化を、また、「国益」を個別にする「国民－国家」からなるだけに対象国の反発と対抗運動を呼ばざるを得ない事にもなる。

「グローバル化」のなかでアメリカ社会は亀裂を深めるとともに、排外主義的ナショナリズムの風潮を強くしている。また、世界は「競争国家」化のなかで分断化の方向を強くしている。だが、通信技術の高度化のなかで「国民」型社会は「市民社会」化し、「グローバル化」のなかで「国民」間関係は近縁化し「関心」も脱国家化している。この事態に鑑みると、平和主義において民主主義の理念を拡大し、グローバルなレベルで適用し得るかどうかが問われていることになる。

歴史とは、常に、政策とイデオロギーの点で「傾向」と「対抗傾向」とが交錯する力学的過程にある。経済の「グローバル化」は対立と分断の契機を強くしたが、「民主的グローバル・ガヴァナンス」は諸国民が平和裡に共存し得る国際秩序を求めていいる。

2026年はアメリカの「創建」250年にあたる。ニューヨーク港のリバティ島に立つ「自由の女神」像は、左手に「たいまつ」を、右手に「独立宣言」の文言を掲げ、台座にはアメリカが「自由」を求める世界の希望の地であることが刻印されている。「排外主義的ナショナリズム」が高揚していることに鑑みると、この「建国」の理念が改めて想起されて然るべきであろう。